

揭示文兼入札説明書
【総合評価方式・電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ 東日本業務センター（以下「URコミュニティ」という。）の以下3(1)に係る工事の入札等については、この揭示文兼入札説明書による。

1 揭示日 令和8年10月30日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター

センター長 原田 明日子

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地テラススクエア9階

3 工事概要等

(1) 工事概要

工事名	R08大津ヶ丘第二3-17-1号棟他7棟窓建具改修工事（以下、「本工事」という。）
工事場所	千葉県柏市大津ヶ丘3-17
工事内容	① 建物概要 3-17-1号棟 PC造 4階建 28戸、3-17-2号棟 PC造 4階建 32戸、 3-17-3号棟 PC造 4階建 28戸、3-17-4号棟 PC造 4階建 24戸、 3-17-5号棟 PC造 5階建 30戸、3-17-6号棟 PC造 5階建 20戸、 3-17-7号棟 PC造 5階建 40戸、3-17-8号棟 PC造 5階建 28戸 計8棟 230戸 ② 工事概要 ・窓建具改修工事 詳細は別途設計図書のとおり。
工期	当初設定工期：令和9年1月23日から令和9年8月5日まで(予定) 工事着工期限日：令和9年3月12日(予定) 実施工事期間：195日 ※ 実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日曜日、 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)の増減は考慮しない。 ※ 本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が 選択できることとする。 ※ 落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書をURコミュニティに提出 することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を 契約工期とする。 なお、工事着工日から起算し、上記実施工事期間を加えた工期が、 8月12日から8月16日までを含む場合は5日を、12月29日から1月7

	<p>日までを含む場合は10日を加算した工期を契約期間とする。本工事の当初設定工期は、8月12日から8月16日、12月29日から1月7日を含む為、実施工事期間に15日を加算している。</p> <p>※ 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。</p> <p>※ 余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、URコミュニティとの協議により決定する。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任においてにより行うものとする。</p>
--	---

(2) 工事の実施形態

以下に掲げる「対象」(□が黒塗り(■)となっている項目)の工事である。

対象	内容
総合評価 (■対象/□対象外)	本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の受付の際に「企業の技術力」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。評価に関する基準は、 <u>別紙2</u> 「総合評価要領」による。
低入札業者参加制限 (■対象/□対象外)	本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
電子入札 (■対象/□対象外)	<p>本工事は、申請書の提出(ただし、資料は持参するものとする。)及び入札等を電子入札システムにより行う。</p> <p>なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに6(2)へ「紙入札方式参加承諾願」を2部提出すること。)</p>
余裕期間制度 (発注者指定方式) (□対象/■対象外)	本工事は、余裕期間制度(発注者指定方式)による契約方式(発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式)である。詳細は、<u>別添1</u>による。
余裕期間制度 (任意着手方式) (■対象/□対象外)	本工事は、余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日(工期の始期日をいう。)を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式)である。詳細は、 <u>別添1</u> による。
余裕期間制度 (フレックス方式) (□対象/■対象外)	本工事は、余裕期間制度(フレックス方式)による契約方式(受注者が全体工期(工事完了期限)内で工事着工日及び工期末を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式)である。詳細は、<u>別添1</u>による。
施工体制確認型	本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況

対象	内容
(☐ 対象/ ☒ 対象外)	を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式(以下、「施工体制確認型」という。)の試行工事である。
施工能力評価型 (☒ 対象/ ☐ 対象外)	本工事は、入札参加者及び機構又はURコミュニティ（以下「機構等」という。）の発注事務手続きの効率化を図ることを目的とし、価格以外の要素のうち「施工計画」に係る提案を求めず、「企業の技術力」及び「配置予定技術者の実績」を重視して評価する方式(以下、「施工能力評価型」という。)の試行工事である。
成績評定非評価型 (☐ 対象/ ☒ 対象外)	本工事は、価格以外の要素のうち、企業の実績及び配置予定技術者の実績の項目において、機構等における同種工事の成績評定点に代え、公共工事を発注する機関の同種工事の実績を評価する方式(以下、「成績評定非評価型」という。)の試行工事である。
不落随契 (☒ 適用/ ☐ 適用外)	(適用)入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
追加技術者	本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理等を専任する技術者の追加配置を（ ☐ 求める、 ☒ 求めない）試行工事である。
専任特例及び営業所技術者等	本工事は、4(12)に掲げる専任特例1号及び営業所技術者等、又は専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書一号（専任特例一号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の五（営業所技術者等）、又は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書第二号（特例専任2号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
週休2日促進工事 (☒ 適用/ ☐ 適用外)	本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事(発注者指定方式)」の工事である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載による。
居住者等第三者災害防止について	本工事は、居住者等第三者災害防止を徹底する工事である。受注者は、工事請負契約締結後速やかに「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を、記名押印のうえ、担当部署へ提出すること。詳細は現場説明書による。
猛暑日加算 (☒ 適用/ ☐ 適用外)	本工事は、当初工期に猛暑日（WBGT31以上）を考慮し、見込んだ工事である。見込んでいる日数等の詳細は現場説明書による。

(3) 競争参加資格、入札手続きの期間等

以下、本文中で参照する資格、期間等については別表のとおり。

別表

3 工事概要等	
(4) 設計図面等の 交付期間	令和8年10月30日(金)から令和9年11月16日(月)の午前10時から午後4時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後1時の間は除く)。
4 競争参加資格	
(2) 業者登録	「保全建築」
(9) 建設業の許可	地区：東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内 建設業許可：「建築一式工事」
(10) 同種工事等	<p>工事の元請として完成した、次の条件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）</p> <p>① 同種工事</p> <p>平成28年度以降に完成した工事対象住戸数30戸以上かつ地上2階建以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅における鋼製窓建具アルミ化工事またはアルミ製窓建具改修工事のうち、工事の請負金額が1件15,000千円以上(鋼製窓建具アルミ化工事またはアルミ製窓建具改修工事以外の工事を含む場合、当該工事に係る部分の工事の請負金額が1件15,000千円以上であること。)の実績を1件以上。</p>
(11) 配置技術者	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。</p> <p>①一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>②平成28年度から掲示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として上記に掲げる同種工事等の経験を有する者であること。</p> <p>ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事等」の経験とはみなさない。</p> <p>a 同種工事等の着工（現場施工に着手する日）時点で上記①の資格を有していること。</p> <p>b 同種建築物の着工から完成までの全ての期間に従事していること。</p> <p>③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>④申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。</p>

(12) 低入札価格調査対象追加配置技術者	<p>4(11)の①③④を満たす専任の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理等を専任する技術者を1名以上追加配置できることとするとし、追加配置する専任の技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。ただし、4(11)②の専任の主任技術者又は監理技術者と同等の工事経験は求めない。</p> <p>なお、当該追加技術者を配置出来ない場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>
5 設計業務等の受注者等	
(1) 設計業務等の受注者	八千代エンジニアリング株式会社
6 担当支社等（問合せ先）	
(1) 入札方法等	<p>〒101-0054</p> <p>東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア 9 階</p> <p>独立行政法人都市再生機構業務受託者</p> <p>株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター</p> <p>契約課 電話：03-5217-0559</p>
(2) 申請書及び資料等	<p>〒101-0054</p> <p>東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア 9 階</p> <p>独立行政法人都市再生機構業務受託者</p> <p>株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター</p> <p>設計課 電話 03-5217-0560</p>
7 競争参加資格の確認	
(1) 一般競争参加資格の受付期間	令和8年10月30日(金) 午前10時00分から令和8年11月9日(月) 午後5時40分まで。
(2) 申請書、資料の提出期間	令和8年11月2日(月)から令和8年11月16日(月)の午前10時から午後4時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後1時の間は除く)。
(6) 競争参加資格通知	令和8年12月4日(金)
8 苦情申立て	
(1) 苦情申立期限	令和8年12月11日(金)午後4時
(2) 説明回答期限	令和8年12月18日(金)まで
10 掲示文兼入札説明書に対する質問	
(1) 質問書提出期間・場所	<p>電子入札システムにより提出すること。質問書様式は、別記4による。(電子入札システムによる場合も、エクセル形式にて提出する。)</p> <p>機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答 (https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)」を遵守すること。</p> <p>ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。</p>

	<p>① 提出期間:令和 8 年 11 月 17 日(火)から令和 8 年 12 月 4 日(金)の午前 10 時から午後 4 時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後 1 時の間は除く)。</p> <p>② 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。</p> <p>③ 提出場所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア 9 階 独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター 設計課 電話 03-5217-0560</p>
(2)回答閲覧期間・場所	<p>電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及びUR コミュニティからの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した場合も必ず閲覧すること。</p> <p>① 閲覧期間:令和 8 年 12 月 11 日(金)から令和 9 年 1 月 13 日(水)の午前 10 時から午後 4 時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後 1 時の間は除く)。</p> <p>② 閲覧場所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア 9 階 独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター 閲覧コーナー</p>
11 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法	
(1) 入札期日等	提出期限:令和 9 年 1 月 14 日(木)午前 10 時から正午まで(予定)
(2) 開札日時	令和 9 年 1 月 15 日(金)午前 10 時 00 分
18 落札者の決定方法	
落札者の決定方法	<u>別紙 2</u> 「総合評価要領」のとおり。
その他個別事項	
単価の時期	本工事の積算に当たっては、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。
工事費内訳書の閲覧	<p>東日本業務センター 設計課が発注した保全建築の工事費内訳書について閲覧できるものとする。詳細は下記による。</p> <p>(1) 閲覧の期間 保全建築工事の契約後、その発注年度及び翌年度</p> <p>(2) 閲覧時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。)</p> <p>(3) 閲覧場所 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア 9 階</p>

	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 東日本業務センター 設計課 電話：03-5217-0560
--	---

(4) 設計図面等の交付期間及び交付方法等

① 交付期間 **別表**による。

② 交付方法

交付を希望する場合は、**別紙1**設計図面等交付申込書を上記①の期間に送信し申し込むこと。交付方法は、下記イ、ロから選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

イ 設計図面・現場説明書のPDFデータをCDに収録し無償交付

ロ 機構内コピーセンターで有償印刷した設計図面と現場説明書のPDFデータをCDに収録し無償交付

※ ただし、どちらの場合も送料(宅配便による着払い)は、交付申込者の負担とする。

※ 東日本業務センター契約課にてFAX受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」(以下「コピーセンター」という。)に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図面及び現場説明書等販売契約が成立するものとする。

※ コピーセンターは、FAX受領後(FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い)、3営業日後(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに、設計図面及び現場説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎて到着しない場合は、下記③東日本業務センター契約課に電話にて確認すること。

※ 設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記ロの有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

③ 申込先

申込先：独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター 契約課

FAX : 03 - 5280-3191

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、**別表**に示す業者登録の認定を受けていること。

また、本工事の入札に参加する者(定期受付の申請者を除く。)は、一般競争参加資格提出期間中に認定の申請を行い、開札日までに機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格において**別表**に示す業者登録の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構東日本賃貸住宅本部長(以下「本部長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により**別表**に示す業者登録の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、機構等発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (8) 機構等が発注した東日本地区での工事成績について、申請書等の提出期限日前1年以内の期間に完成したものにおいて60点未満のものがなく。(通知されていないものを除く。)
- (9) **別表**の地区のいずれかに**別表**の建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、または、**別表**の地区のいずれかにおいて4(10)に示す年度以降に機構等が発注した、以下(10)の施工実績を有する者であること。
- (10) **別表**に示す施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- なお、資格要件、工事経験等については、**別表**に記載のとおり。
- (12) 専任特例1号及び営業所技術者等の配置または専任特例2号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《専任特例1号及び営業所技術者等に関する兼務要件》※ 営業所技術者等の兼務要件については、【】内を適用する。

- ① 【営業所技術者等がおかれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること】
- ② 兼務する工事の請負代金が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満であること。
- ③ 兼務する工事件数は2件【営業所技術者等と兼務する工事件数は1件】を超えないこと。
- ④ 工事現場間【営業所と工事現場】の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動が概ね片道2時間以内であること
- ⑤ 下請次数が3を超えないこと。(工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない)

- ⑥ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（現場係員）を現場に配置すること。
- ⑦ CCUS等により、主任技術者又は監理技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- ⑧ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- ⑨ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑩ 専任特例1号及び営業所技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の非以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- ⑪ 兼務する工事の発注者が、専任特例1号及び営業所技術者等の配置を求めている工事であること。
- 《専任特例2号に関する兼務要件》※ 監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外
- ① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は1級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。
- ② 兼務する工事は、2を超えないこと。
- ③ 専任特例2号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10km程度であること。
- ④ 専任特例2号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- ⑤ 専任特例2号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
- ⑥ 専任特例2号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
- ⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例2号の配置を認めている工事であること。
- (13) 機構等で発注した上記(2)の工事種別において調査基準価格を下回った価格をもって、令和6年4月以降に工事を契約し、工事成績評定に68点未満（工期末が令和6年10月1日以降であり、令和6年9月30日以前に中間検査若しくは一部完成検査を実施していない工事については、70点未満とする。）がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、機構等が発注した上記(2)の工事種別において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 低入札価格調査対象となった場合の追加配置技術者については別表のとおり。
- (15) 以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受注者等

- (1) 上記4(6)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、**別表**に掲げる者をいう。
- (2) 上記4(6)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当支社等

- (1) 一般競争参加資格の申請、入札方法等について
 - ① 申請方法について
機構ホームページを参照「<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>」
 - ② 問い合わせについて
別表による。
- (2) 申請書及び資料等について
別表による。

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本業務センター センター長（以下「センター長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記4(2)の認定を受けていない者も以下(2)①の提出期間内に申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

- ① 受付期間：**別表**に示す期間まで。
- ② 申請場所：〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル 12 階
独立行政法人都市再生機構 資格審査担当（電話 096-288-1652）
- ③ 申請方法：原則として電子メール方式による。
詳細は、下記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>
遅くとも、上記申請期限の1営業日前正午までに別表6(1)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い手続きを進めること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

- ① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由によ

り、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。

提出期間：別表に示す期間まで

提出場所：電子入札システムによる。

紙入札による場合は、原本を別表 6 (2) に同じ。

② 資料 (別記様式及び関連資料) の提出方法、期間及び場所

提出方法：電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の別記 2 「書類作成の手引き」に示す営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。(電子入札システムによる場合も持参するものとする)

提出期間：上記①に同じ。

提出場所：別表 6 (2) に同じ。

※提出書類に不備がある場合において、申請期限日までに修正が行われなときは、当該申請を受け付けないことがある。また郵送により申請期限日直前に提出された場合は、不備の確認及び修正に対応できないことがあるため、余裕をもって提出すること。

(3) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(4) 資料は、別記 2 「書類作成の手引き」に従い作成すること。

実績については、掲示日の前日までに完成、引き渡し完了していること。

① 施工実績

上記 4 (10) に掲げる資格があることを判断できる施工実績等を別記様式 2 に記載すること。

② 配置予定技術者

上記 4 (11) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者(以下、「配置予定技術者」という。)の資格等を別記様式 3 に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例 1 号及び営業所技術者等の配置又は専任特例 2 号の配置を行う場合においては、別添 4 「人員の配置を示す計画書 (専任特例 1 号及び営業所技術者等又は専任特例 2 号)」を提出すること。

③ ISO、ワーク・ライフ・バランスの関連認定

ISO の認定取得及び、ワーク・ライフ・バランスの適合状況を別記様式 4 により提出すること。

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し等

上記 4 (14) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを別記様式 6 により提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には「適用除外誓約書」を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、以下に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
 - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
 - ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

- (5) URコミュニティが配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。
- (6) 競争参加資格及び総合評価の評価項目の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の確認結果は別表に示す日時に、電子入札システムにて通知する。~~(紙により申請した場合は、紙にて郵送(発送)する。)~~
- (7) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② センター長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式若しくは画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式)で作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。(自己解凍方式は指定しないものとする。)

なお、電子入札システムにより入札を行う場合であっても、資料の提出は内容を説明できる者が持参するものとする。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、センター長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、以下の提出場所に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：別表による。
 - ② 提出場所：別表6(2)に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。
- ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする(郵送又は電送によるものは受け付けない)。
- (2) センター長は、説明を求められたときは、別表の期間までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回

答期間を延長することがある。

- (3) センター長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) センター長は上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表する。)

9 再苦情申立て

- (1) 上記8(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(又は説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い書面により、センター長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、機構に設置される入札監視委員会に審議を依頼する者とする。
 - ① 提出場所：別表6(2)に同じ
 - ② 提出時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで
- (2) センター長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) センター長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。
- (4) センター長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記(1)①に同じ。

10 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書(設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、別表により提出すること。
電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと(機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>) を厳守すること)。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答
別表による。

11 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時及び入札書の提出方法
 - ① 入札日時：別表による。
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、別表6(1)に持参又は郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)
- (2) 開札の日時

① 日時：別表による。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により別表 6 (1) に持参又は郵送すること。電送による提出は受け付けない。
また、書面により持参又は郵送する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>)に公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の 3 桁の数字を必ず記入すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、2 回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること(ファイル容量が 3 MB を超える場合は入札書を電子入札システムで提出したうえで、工事費内訳書一式を下記提出先に持参すること)。

なお、紙入札により入札に参加する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参又は郵送すること。

- ① 提出期日：別表11(1)入札期日に同じ
- ② 提出先：別表6(1)に同じ
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。会社印及び代表者(又は代理人)印は電子入札システムにより提出する場合、省略できる。持参又は郵送により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者(又は代理人)印の押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)を記載することで押印を省略できる。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

- ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

- ハ 他の工事の内訳書である場合

- ニ 白紙である場合

- ホ 内訳書に押印が欠けている場合又は持参若しくは郵送した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)の記載がない場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

- ヘ 内訳書が特定できない場合

- ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

- ② 記載すべき事項が欠けている場合

- イ 内訳の記載が全くない場合

- ロ 掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- イ 発注者名に誤りがある場合

- ロ 発注案件名に誤りがある場合

- ハ 提出業者名に誤りがある場合

- ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合も、当該紙による入札参加者の立会いは不要。再度入札を行うこととなった場合には、URコミュニティからの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

17 入札の無効

本揭示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、センター長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法

別表のとおり。

なお、**別表**のただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を**別添2**確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

19 支払条件

前金払 40%以内、中間前金払又は部分払(どちらか一方を選択)及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

20 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

21 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまで(設計・施工一括発注方式の場合にあつては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあつては、協定を締結するまで)に、当社に対して、**別添5**「通知書」を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ 提出：契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ 提出場所：上記6(1)に同じ

ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

22 中東情勢の影響に関する事項

契約後、中東情勢の影響に伴い、請負代金や工期に影響を及ぼす事象(想定される事象を含む)については、上記21の通知により受け付けることとし、通知の内容が発現した場合には、

協議します。

23 ナフサを由来とする建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材について、調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する工事である。

なお、詳細は現場説明書による。

24 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得(電子入札用の入札心得を含む。)及び工事請負契約書案並びに電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)を熟読し、入札心得、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答(<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)を厳守すること。電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は資料に記載した配置予定の技術者を本工事に現場に専任で配置すること。
なお、配置予定の技術者の変更は原則として認めない。
- (4) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→機構で使用する標準契約書等を参照)を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (5) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (6) 機構等が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (7) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで稼動している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。UR コミュニティとの契約に関しても上記に準じて扱うこととなります。

これに基づき、以下のとおり、機構等との関係に係る情報を機構ホームページで公表す

ることとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがあり得ますのでご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者(機構 O B)の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

(9) 本工事の履行にあたり、工事受注者は現場説明書を遵守すること。また、本工事は第三者による工事監理者を配置する。

(10) 本工事について、以下の対応が発生する。

- ① 株式会社URコミュニティ発注担当職員及び監督員による「施工体制」、「施工状況」、「品質」、及び「下請けへの支払い条件(支払い内容の確認・書類提出を含む)」等に関して「着工前(着工会議等)」、「施工中(定例会議等)」、「施工後」にヒアリングを実施する。
- ② 上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、発注担当職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。

(11) 電子入札システムの操作マニュアルは、UR都市機構入札・契約情報 電子入札のホームページにおいて公開している。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL 0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>

- ・ I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先 I Cカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記6(1)へ連絡すること。

- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
- ・ 辞退届受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 日時変更通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
- ・ 入札書受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
- ・ 落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 保留通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 取止め通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 中止通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 見積依頼通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・ 見積書受信確認通知(不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知)
- ・ 見積締切通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- (14) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

以 上

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
設計図面等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了解の上、下記工事の図面等（CD-R）を申し込みます。

工 事 件 名		R 0 8 大津ヶ丘第二 3-17-1 号棟他 7 棟窓建具改修工事
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 ☐ イ 設計図面及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 ☐ ロ 設計図面を紙による有償交付、現場説明書をCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送付先)	〒 ー
	担当部署名	
	担当者氏名 連絡先	電話： ー ー メール：
そ の 他	特定の配送日を指定する場合は、こちらにご記入ください。	

※ 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

（FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。）

※ 設計図面を有償印刷で希望する場合（上記ロ）は、東日本業務センター契約課にてFAX受領後、交付申込書をコピーセンターに回付した時点で、申込者とコピーセンターの間で設計図面等販売契約が成立するものとする。

※ ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【申込先】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者 株式会社ブルーポップ

【送信先】 FAX：03-5280-3191（契約課のFAX番号）

【問合せ先】 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
契約課 電話：03-5217-0559

図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

総合評価要領

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する評価基準並びに得点配分は、別記 1「評価項目、評価基準及び得点配点等について」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る提案について点数化し、「技術評価点」として最大 20 点を与える。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」、をもって入札を行い、入札価格が UR コミュニティであらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる「技術評価点」（標準点及び加算点の合計）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点(標準点(100) + 加算点)} \div \text{入札価格}$$

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、UR コミュニティの求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が 2 人以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

添付資料一覧

通番	書類内容	添付の有無
別記 1	評価項目、評価基準及び得点配点等について	■有 / □無
別記 2	書類作成の手引き	■有 / □無
別記様式 1	競争参加資格確認申請書	■有 / □無
別記様式 2	「同種工事等（企業・技術者）」に係る資料	■有 / □無
別記様式 3	「配置予定技術者」に係る資料	■有 / □無
別記様式 4	「企業の技術力（ISO・WLB）」に係る資料	■有 / □無
別記様式 5	「 施工計画 」に係る資料	□有 / ■無
別記様式 6	「社会保険加入」に係る資料 (経営規模等評価結果通知書・元請適用除外誓約書等)	■有 / □無
別記 3	施工計画等の履行に係る覚書	□有 / ■無
別記 4	質問書様式	■有 / □無
別添 1	余裕期間制度による契約方式に係る取扱要領	■有 / □無
別添 2	確認書(低入札価格調査関係)	■有 / □無
別添 3	施工体制確認ヒアリング調書・追加資料等作成要領	□有 / ■無
別添 4	人員の配置を示す計画書（専任特例 1 号及び営業所技術者等又は専任特例 2 号）	■有 / □無
別添 5	通知書（建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知）	■有 / □無

「評価項目、評価基準及び得点配点等について」 <施工能力評価型>

分類	評価項目	評価基準	配点	小計
企業の技術力	過去3ヶ年度(※1)の機構等(※2)の東日本地区における同種工事の工事成績評定点の平均点(※5)(※11)	70点(75※4)※3以上	5点	12点
		68※3(73※4)点以上70※3(75※4)点未満	3点	
		65※3(70※4)点以上68※3(73※4)点未満	1点	
		65※3(70※4)点未満・実績なし	0点	
	過去5ヶ年度(※1)の機構(※2)、または公共(※6)の共同住宅に係る修繕工事(※7)の優秀工事施工業者表彰又は過去2年間の機構のその他の表彰(※8)	表彰の実績あり	1点	
		表彰の実績なし	0点	
	I S O認証取得状況	ISO9001又はISO14001の認証を取得済 認証を未取得	1点 0点	
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済 認証を未取得	1点 0点	
	過去3ヶ年度(※1)の同種工事の施工実績(※9)	5件以上	4点	
		4件	3点	
		3件	2点	
		2件	1点	
		1件	0点	
配置予定技術者(※10)	過去3ヶ年度(※1)の機構(※2)の東日本地区における同種工事の工事成績評定点の平均点(※5)(※11)	70点(75※4)※3以上	5点	8点
		68※3(73※4)点以上70※3(75※4)点未満	3点	
		65※3(70※4)点以上68※3(73※4)点未満	1点	
		65※3(70※4)点未満・実績なし	0点	
	過去5ヶ年度(※1)の機構(※2)、または公共(※6)の共同住宅に係る修繕工事(※7)の優秀工事施工業者表彰	表彰の実績あり	1点	
		表彰の実績なし	0点	
	過去3ヶ年度(※1)の同種工事の施工実績(※9)	3件以上 2件 1件	2点 1点 0点	
計			20点	

- ※1 当該工事公示日の過去3(5)ヶ年度に契約工期が終了(工期末)した工事とする。(令和8年度が公示日であれば、令和5年度(令和3年度)～令和7年度工期末工事が対象)(通知されていないものを除く)
- ※2 ㈱URコミュニティ(住まいセンターを含む)及び住宅管理センターが発注手続きを行った工事をいう。
- ※3 工期末が令和6年9月30日以前の工事。
- ※4 工期末が令和6年10月1日以降(令和6年9月30日以前に中間検査若しくは一部完成検査を実施したものを除く)の工事。
- ※5 ※3※4ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入する。
- ※6 公営、公社等。
- ※7 住棟全体に係る建築系の共用部修繕・改修工事。
- ※8 機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去2年間(令和6年4月1日から掲示日まで)を対象とし、本部等及び部門を問わない。
- ※9 公共・民間工事を問わない。
- ※10 元請企業の監理技術者として携わったもの。(現場代理人を除く) なお、また、コリンズ上で複数の監理技術者登録を行っている場合は、公平性の観点から、また、「原則1名」(監理技術者運用マニュアル(国交省))の観点から、現場実態上「施工の技術上の管理をつかさどった者1名」とする。(以降、当該工事の監理技術者は当該者と扱う。)
- ※11 本工事と同様の工事内容が、工事請負金額のうち1/2を超える工事のみ評価する(例：窓建具改修工事(本工事)の評価において、窓建具改修に係る工事請負金額が1/10程度の外壁修繕工事の実績は評価しない)

書類作成の手引き

1 申請書の提出について

(1) 提出期間

本文 7 に示す期間まで。(持参又は郵送する場合は、事前に電話連絡のうえ、内容を説明できる方が持参又は郵送してください。)

(2) 提出方法、場所及び問い合わせ先

① 別記様式 1 (電子データ)

申請日を記入した上、カラスキャナーで読み込み PDF 形式としたものを電子入札システムにて提出してください。

② 別記様式 1 (原本)、別記様式 2～4、6 下記 3 「申請書のセット方法」により作成した書類を 6 (2) まで持参又は郵送してください。

(3) 提出部数

1 部

(4) 返信用封筒

下表①に該当する場合は 1 通、②に該当する場合はさらに 1 通、返信用封筒を申請書及び資料の提出と同時に提出すること。(封筒は、住所・会社名、担当者名を記載した、切手(簡易書留料金分を貼った長 3 号)

なお、書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

項目	内容
① 別記様式 1 の受付印	受付押印した別記様式 1 が必要な場合。(任意)
② 競争参加資格確認通知	紙入札の場合

2 申請書の提出書類

(1) 競争参加資格確認申請書 別記様式 1

① 建設業許可申請書一式(写し)

② 「有資格者名簿」のコピー(機構ホームページ「入札・契約情報」>「入札等」に参加される皆さまへ)

(2) 「同種工事」等に係る資料 別記様式 2

会社実績と配置技術者実績とを兼ねる様式としています。

① 契約書・設計図書の一部等(写し)又は①が確認できる CORINS による工事实績データ(写し)

② 現場代理人届、主任(監理)技術者届(写し) 等

③ 工事成績評定通知書(写し)、表彰実績(感謝状等贈呈を含む)又は表彰者としての通知が確認できる書類(写し)

(3) 「配置予定技術者」の資格等 別記様式 3

① 一級〇〇士、1 級〇〇施工管理技士、技術士(〇〇〇)

〇〇技士、建築設備士等の免許証又は合格証明書等(写し)

② 監理技術者資格者証(表・裏の写し)、監理技術者講習修了証(写し)

③ 雇用関係を証明する書類(イまたはロ)(「3ヶ月前からの雇用」を確認するため、必ず必要となります。)

イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証等(写し)※

ロ 在籍証明書

※ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 9 号)に規定される告示要求制限により、保険番号及び被保険者等記号・番号及び報酬額については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

(4) 企業の技術力(ISO・WLB)に係る資料 別記様式 4

① 当該事業所の ISO の登録証(写し)

② ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の適合状況を記入し、関連する認定証(写し)を添付する。

(5) 社会保険加入に係る資料 別記様式 6

- ① 保有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
- ② 必要に応じ、以下の書類を提出すること
 - ・社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注1) 「同種工事」の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。(いずれも写し)

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。(CORINS登録内容の写しを提出すること。)

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告(写し)」を提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがあります。)

注2) 添付資料も含め、書類はすべてA4サイズで作成すること。なお、提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部(写し)については、A3版に縮小しA4版にZ折すること。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること(工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること。)

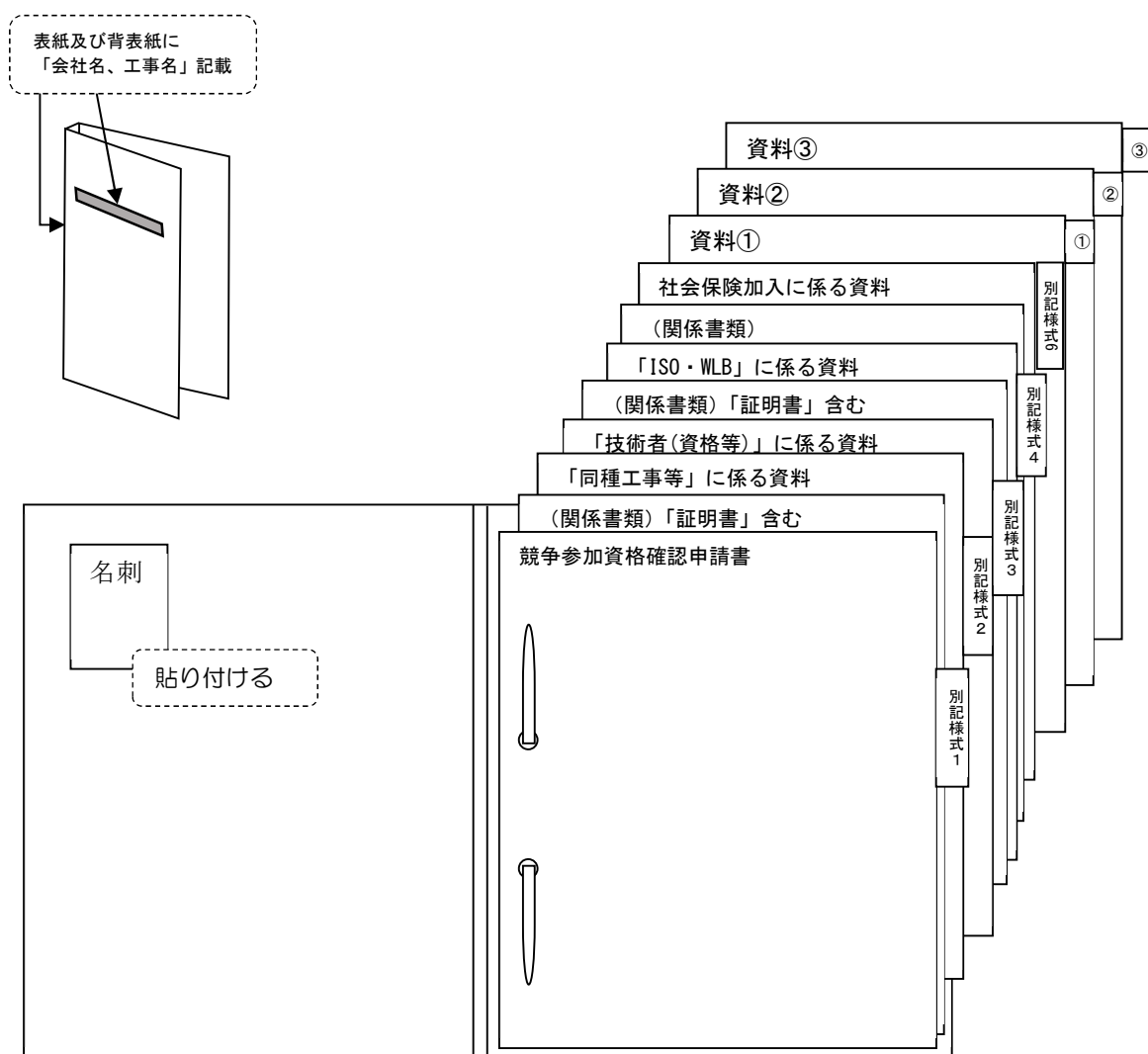
注3) CORINS登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注4) 配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔CORINS登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注5) 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。(ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。)

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 セット方法



- A4版フラットファイル(左側2穴)を使用する。
- 別記様式1～4、6、①、②、③・・・の順にインデックスをつける。(インデックスは中表紙に付け、資料本体には付けないこと。)
- 設計図書はA3版に縮小し、A4版にZ折りする。
- ファイルの表紙の裏に名刺を貼りつける。

以 上

本競争に必要な「(工種・等級)」の登録状況(申請日時点): ※以下、当てはまる□にチェック・記載

□申請中⇒□新規又は更新 □工種等追加 □地区追加

□済⇒有資格者名簿の該当部分を提出 又は 登録番号記載

登録番号

競争参加資格確認申請書

令和00年00月00日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター

センター長 原田 明日子 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

連絡者

電話・FAX

メールアドレス

令和8年10月30日付けで掲示のありました「R08 大津ヶ丘第二3-17-1号棟他7棟窓建具改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 掲示文兼入札説明書4(10), (11)に定める「同種工事」に係る資料 別記様式2
- 2 掲示文兼入札説明書4(11)に定める「配置予定技術者」に係る資料 別記様式3
- 3 掲示文兼入札説明書7に定める「企業の技術力(ISO・WLB)」に係る資料 別記様式4
- 4 掲示文兼入札説明書4(15)に定める「社会保険加入に関する資料」 別記様式6

<別記様式1>添付資料

- ・建設業許可申請書一式
- ・令和7・8年度の競争参加資格有資格者名簿の該当部分の写し

「有・無」どちらかに○を付けてください

機構又は(株)URコミュニティが発注した工事成績について、申請書等の提出期限日前1年以内の期間において完成したもので60点未満の有無(通知されていないものを除く。)

有・無

機構又は(株)URコミュニティが東日本地区で発注した「保全建築」工事において、調査基準価格を下回った価格をもって令和6年4月1日以降に工事を契約し、工事成績評定に68点未満(工期末が令和6年10月1日以降であり、令和6年9月30日以前に中間検査若しくは一部完成検査を実施していない工事については、70点未満とする。)がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)が、機構等が発注した「保全建築」工事において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で契約した工事の資料の提出期限時点における履行中有無。

有・無

注)紙入札による場合は返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒1通を申請書と併せて提出すること。

注)機構等とは、独立行政法人都市再生機構東日本地区における機構、(株)URコミュニティ(住まいセンターを含む)及び住宅管理センターが発注手続きを行った工事をいう。

「同種工事等(企業・技術者)」に係る資料

工事名：〇〇〇〇工事

業者名：(株)〇〇〇〇建設

工事件名<工事概要>※1 (発注者・対象工事費)	居住中	工期始 ～ 工期終	技術者 ※2	UR工事 成績評定 ※3	表彰 ※4	添付書類 ※5	NO
〇〇団地外壁修繕その他工事 (RC造共同住宅〇階建〇戸・〇 階建〇戸・計〇戸)(UR〇〇 支社・〇〇千円)<同種工事>	●	H30.4.1 ～ H31.4.20	A 施工 太郎(監) B 工事一郎 (担)	70 点	—	・ CORINS ・ 工事成績評定通 知書	①
〇〇市営住宅外壁修繕工事<RC 造共同住宅〇階建〇戸 共同住 宅〇階建 〇戸計〇戸>(〇〇県 〇〇市・〇〇千円)<同種工事>	●	R1.5.1 ～ R2.3.28	B 工事 一郎(監)	—	—	・ 契約書 ・ JV 出資比率表 ・ 設計図書 ・ 従事経歴書	②
<RC造共同住宅〇階建〇戸 共同 住宅〇階建 〇戸計〇戸>(〇〇 県〇〇市・〇〇千円)<同種工事 >	●	R1.5.1 ～ R2.3.28	B 工事 一郎(監) C 建設次郎 (現)	—	—	・ 契約書 ・ JV 出資比率表 ・ 設計図書 ・ 従事経歴書	③
〇〇団地外壁修繕工事<RC造共 同住宅〇階建〇戸 共同住宅〇 階建 〇戸計〇戸>(UR〇〇支社 〇〇千円)<同種工事>	●	R1.6.1 ～ R2.2.28	A 施工 太郎(現)	68 点		・ CORINS ・ 工事成績評定通 知書 ・ JV 出資比率表 ・ 設計図書 ・ 従事経歴書	④
〇〇団地屋根防水修繕工事<RC 造共同住宅〇階建〇戸・〇階建 〇戸・計〇戸>(UR〇〇支社・〇〇 千円)	●	H28.6.15 ～ H28.12.1	A 施工 太郎(監) C 建設次郎 (現)	—	UR 〇〇支社	・ CORINS ・ 表彰状	⑤

<企業>

過去3年の同種工事「4件」・成績平均「69点」・過去5年の表彰「有」

<技術者>

A 監理技術者としての過去3年度の同種工事「1件」・成績平均「70点」、過去5年度の表彰「有」

B 監理技術者としての過去3年度の同種工事「2件」・成績平均「無」、過去5年度の表彰「無」

C 監理技術者としての過去3年度の同種工事「0件」・成績平均「無」、過去5年度の表彰「無」

・必要に応じて行を加除すること。

※1 平成28年度から揭示日の前日までに完成した、入札説明書4に記載する「同種工事」等の元請けとしての施工実績を記載する。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)同種工事と類似工事の別がある場合は、判別できるよう記載すること。

※2 当該工事での立場を記入する。(当該監理技術者：「監」、現場代理人：「現」、その他、担当技術者等：「担」)
なお、今回工事の監理技術者は、過去経験した工事での監理技術者である必要はないが、加点となるのは「当該監理技術者」としての実績のみ。

※3 「同種工事」の成績評定点の全数の平均を算定するので、過去3ヵ年度(令和5年度～令和7年度)に完了した、「同種工事」の全数を添付すること。

※4 加点となるのは、過去5ヵ年度(令和3年度～令和7年度)に完了した工事であるが「同種工事」に限らない。(3ヵ年の同種工事に表彰実績が含まれる場合は、その時点で満点となるので、以上の添付の必要はない。)

※5 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の上表記載が確認できる箇所に「赤マーク」を付ける。(会社名、工事名称、工事工期、建物概要(構造・階数・戸数)等。)

外壁修繕工事の公募の記載例(同種工事)

<企業>

- ・UR「同種工事」は2件、平均点は工期末が令和6年9月30日以前の工事は70点、工期末が令和6年10月1日以降の工事は73点

- ・UR以外「同種工事」は1件

- ・表彰は、過去5ヵ年度以内に「同種工事」ではないが「1件」

<技術者>

- ・施工太郎、工事一郎、建設次郎の3名とも実績があるが、加点的には監理技術者としての実績となるため、最も点数の低い建設次郎が採用。

「同種(類似)工事等(企業・技術者)」に係る資料

工事名：○○○○工事

業者名：(株)○○○○建設

工事件名<工事概要>※1 (発注者・対象工事費)	居住中	工期始 ～ 工期終	配置予定 技術者 ※2	UR工事 成績評定 ※3	表彰 ※4	添付書類 ※5	NO
○○団地外壁修繕その他工事 (RC造共同住宅○階建○戸・○ 階建○戸・計○戸)(UR○○ 支社・○○千円)<類似工事>	●	H24.4.1 ～ H251.10	A 業者二郎 (監)	67 点	UR ○○支社	・ CORINS ・ 工事成績評定通 知書	①
○○市営住宅外壁修繕工事(RC 造共同住宅6階建 70 戸 共同住 宅6階建 80 戸計 150 戸)(○○ 県○○市・○○千円)<類似工事 >	●	H27.5.1 ～ H27.12.15	A 業者二郎 (担)	—	—	・ 契約書 ・ JV 出資比率表 ・ 設計図書 ・ 従事経歴書	②
○○団地外壁修繕工事(RC造共 同住宅○階建○戸・○階建○戸・ 計○戸)(UR○○支社・○○千円) <類似工事>	●	H28.6.15 ～ H28.12.1	A 業者二郎 (現)	—	—	・ CORINS ・ 表彰状	③
○○団地屋根防水修繕工事(RC 造共同住宅○階建○戸)(UR○ ○支社・○○千円)	●	R28.8.30 ～ R29.2.3	A 業者二郎 (監)	70 点	UR ○○支社	・ 契約書 ・ 設計図書 ・ 従事経歴書	④
<企業> 過去3カ年度の類似工事「0件」、表彰「有」 <技術者> A 過去3カ年度の類似工事「3件」、表彰「有」							

・必要に応じて行を加除すること。

※1 平成28年度から掲示日の前日までに完成した、入札説明書4に記載する「同種工事」等の元請けとしての施工実績を記載する。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)同種工事と類似工事の別がある場合は、判別できるよう記載すること。

※2 当該工事での立場を記入する。(当該監理技術者：「監」、現場代理人：「現」、その他、担当技術者等：「担」)
なお、今回工事の監理技術者は、過去経験した工事での監理技術者である必要はないが、加点となるのは「当該監理技術者」としての実績のみ。

※3 「同種工事」の成績評定点の全数の平均を算定するので、過去3カ年度(令和5年度～令和7年度)に完了した、「同種工事」の全数を添付すること。

※4 加点となるのは、過去5カ年度(令和3年度～令和7年度)に完了した工事であるが「同種工事」に限らない。(3カ年の同種工事に表彰実績が含まれる場合は、その時点で満点となるので、以上の添付の必要はない。)

※5 表の各項目の根拠となる書類を申請書の巻末に一括添付し、添付書類の上表記載が確認できる箇所に「赤マーク」を付ける。(会社名、工事名称、工事工期、建物概要(構造・階数・戸数)等。)

外壁修繕工事の公募の記載例(類似工事)

<企業>

- ・「類似工事」は3件で、参加要件満たす。
- ・表彰は、過去5カ年以内に「同種工事」ではないが「2件」

<技術者>

- ・表彰は、過去5カ年以内に「同種工事」ではないが、業者二郎で「2件」

「配置予定技術者(資格等)」に係る資料

工事名：〇〇〇〇工事

業者名：(株)〇〇〇〇建設

氏名・職制		氏名： (生年月日： 年 (19) 月 日)	
法令による免許等 ※1		一級建築士 登録年月日：昭和・平成 年 月 日 登録番号：() 1級建築施工管理技士 登録年月日：昭和・平成 年 月 日 登録番号：()	
		監理技術者資格者証 交付年月日：昭和・平成 年 月 日 交付番号：() 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成・令和 年 月 日 修了証番号：()	
		その他、同等の資格 ()	
現在の 従事 状況 ※3	工事件名		
	発注者名		
	施工場所		
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
今回想定工期		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
添付書類		・法令による免許※1 ・雇用関係を証明できる書類※2	

・複数の候補技術者を記載することもできるが、その場合は本様式を複数作成すること。

・専任特例1及び営業所技術者等又は専任特例2号を配置する場合、別添4「人員の配置を示す計画書（専任特例1及び営業所技術者等又は専任特例2号）」を合わせて提出すること。（専任特例2号のみ適用の場合は、赤字文字を見消しとする）

※1 一級建築士又は1級建築施工管理技士等の免許証又は合格証明書等を添付する。監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付する。なお、配置予定技術者の資格として、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。

※2 雇用を証明する書類として、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険証または在籍証明書等を添付する。

※3 現在従事している工事が無い場合には、工事件名欄に、現在の所属及び役職を記入する。

※4 現在従事している工事が無い場合には、記載不要。

「企業の技術力 (ISO・WLB)」に係る資料

工事名：〇〇〇〇工事

業者名：(株)〇〇〇〇建設

ISO9001 取得 又は ISO14001 取得 ※ 1	ISO9001 [取得済 ・ 未取得] ISO14001 [取得済 ・ 未取得]
ワーク・ライフ・バ ランス認定の有無 ※ 2	<p>1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。</p> <p>1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等</p> <p>○ プラチナえるぼしの認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <p>○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】</p> <p>3 若者雇用促進法に基づく認定</p> <p>○ 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】</p>
添付書類	※ 1 登録証及び付属書 ※ 2 該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）

社会保険加入に係る資料

工事名：〇〇〇〇工事

業者名：(株)〇〇〇〇建設

社会保険加入の根拠として、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出する。
 なお、同書類提出時において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には「適用除外誓約書」を、未加入であった 者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険 料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ・適用除外誓約書 ・その他
------	--

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
東日本業務センター
センター長 原田 明日子 殿

住 所
商 号
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、〇〇〇〇工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐ 役員のための法人であるため。

☐ 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐ その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

質問書様式（A 4 横）

○○○○工事 質問書（全 枚）（株）○○建設 種別 A：公募全般、B：入札説明書 C：図面 D：現場説明書				
NO	種別	図面番号等	質問	回答

○／○

質問書は、Microsoft Excel にて作成すること。

電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。（機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）」を遵守すること）

余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式に係る取扱要領

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ

（総則）

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構業務受託者(株)URコミュニティ(以下「URコミュニティ」という。)が発注する工事の一部において、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（以下「任意着手方式による工事」という。))を実施するものである。

（工事着工期限日及び工事着工日）

第3条 URコミュニティは、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。

3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書によりURコミュニティに通知しなければならない。

（余裕期間及び工期）

4 工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、URコミュニティの設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

5 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

（前払金の取扱い）

第4条 任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

（工事着工日前の取扱い）

第5条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、URコミュニティの責任において行うものとする。

2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、URコミュニティとの協議により決定する。

（技術者の取扱い）

第6条 余裕期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

（経費の負担）

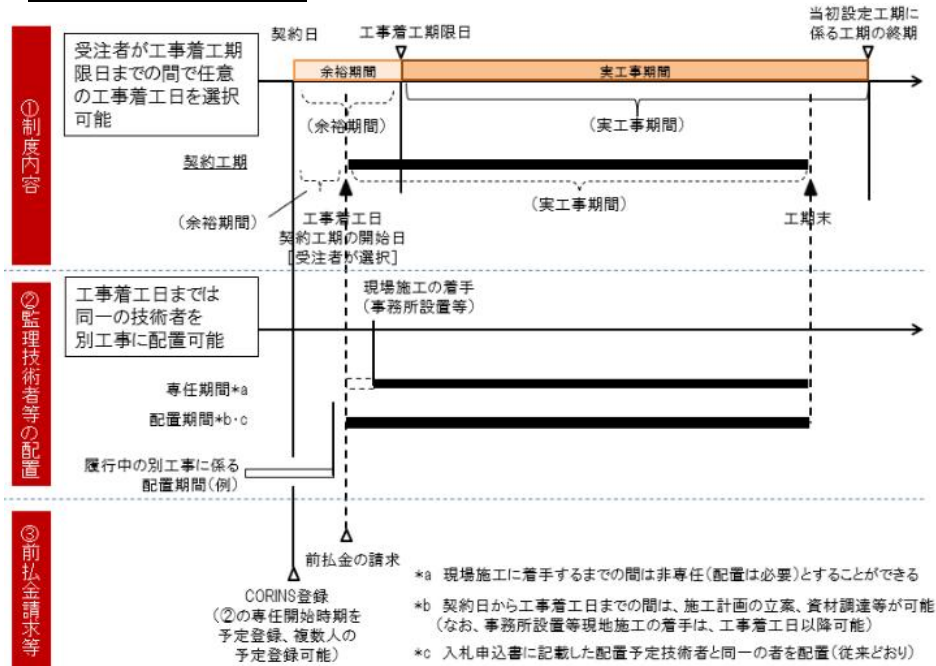
第7条 余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以 上

■任意着手方式の概念図



■余裕期間制度の概要

余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある。

- ① 発注者指定方式：URコミュニティが工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式
- ② 任意着手方式：URコミュニティがあらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式
- ③ フレックス方式：URコミュニティがあらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式

	平成26年度 ～平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
① 発注者 指定方式				R3.10.1 余裕期間付き発注者指定工期(※)	余裕期間制度 発注者指定方式
② 任意着手 方式				R3.10.1 フレックス工期(※)	任意着手方式
③ フレックス 方式				R3.10.1	フレックス方式

※従来の「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」、「フレックス工期による契約方式」について、R3.10.1以降に公告する工事では「余裕期間制度(発注者指定方式)」、「余裕期間制度(任意着手方式)」にそれぞれ改称。

(任意着手方式適用工事用)

工 事 着 工 日 通 知 書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
東日本業務センター
センター長 原田 明日子 殿

受注者 住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	工 事 着 工 日 から 年 月 日まで
工 事 着 工 日	年 月 日

契約時まで提出すること。

契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

(※1) 本件責任者(部署名・氏名) :

担 当 者(部署名・氏名) :

(※2) 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

確 認 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、下記1の工事(以下「工事」という。)の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約に当たり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」(以下「確認事項」という。)のとおりに発注者及び受注者が確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工に当たっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

第4 監理技術者等の追加

~~受注者は、施工体制の一層の強化のため、施工体制について、監理技術者等と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名追加配置するものとする。ただし同等の工事経験は求めない。~~

第5 品質及び安全の確保等に関すること

受注者は、工事の実施にあたり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めると共に施工に際しては、工事用車両等の交通安全及び騒音・振動、粉塵等に配慮し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう行うものとする。

また、労務・資材の調達について、責任を持って確保し、品質及び工事工程に支障をきたさないようにするものとする。

第6 変更契約に関すること

受注者は、工事施工に際し、設計変更等が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応するものとする。

また、変更契約において、今回契約の査定(落札率)を勘案することを了承するものとする。

第7 その他

受注者は、賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしないと確約するものとする。

記

1 契約対象工事名： 〇〇〇〇工事

2 低入札価格調査による確認事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地テラススクエア9階

氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 原田 明日子 印

受注者 住所

氏名 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

- 1 ○○○に関すること。
 - ① △▽▲▼
 - ② ◇◆◇◆
 - ③
- 2 ◎◎◎に関すること。
 - ① △▽▲▼
 - ② ◇◆◇◆
 - ③
- 3 ※※※に関すること。

以 上

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例 1 号及び営業所技術者等)

1 対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者) ※	氏名				
	資格 (資格番号)	(号)			
	所属営業所名				営業所技術者等の 場合のみ記載
	一日平均の 法定外労務時間	見込み時間		実績時間	

※ 資格者証等の写しを添付すること。

※ 資格者証本人の 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

3 建設工事 1

(営業所技術者等：兼務する工事、専任特例 1 号：当該工事)

工事名称								
工事現場住所								
工期	令和	年	月	日	～ 令和	年	月	日
工事着手日	令和	年	月	日				
契約締結営業所	名称				※営業所技術者等の場合のみ記載			
	所在地				※上記所属営業所と同じであること			
建設工事の内容					※建設工事 29 種より			
請 負 代 金 の 額 (税込)					※1 億円未満 (建築一式工事の場合は 2 億円未満)			
移動時間					※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内 (営業所と工事現場)			
下請次数					※3 次以内			
工事現場の施工体制の確認方法								
情報通信機器								
現場係員※	氏名							
	所属会社							
	実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は 1 年以上であること	工事名称			期間			
					年 月 ～ 年 月			
					年 月 ～ 年 月			
					合計		年 ヶ月	

※ 3 ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

4 建設工事2

(専任特例1号：兼務する工事)

工事名称					
工事現場住所					
工期	令和	年	月	日	～ 令和 年 月 日
工事着手日	令和	年	月	日	
建設工事の内容				※建設工事 29 種より	
請負代金の額 (税込)				※1億円未満(建築一式工事 の場合は2億円未満)	
移動時間				※1日で巡回可能かつ概ね 2時間以内(工事現場間)	
下請次数				※3次以内	
工事現場の施工 体制の確認方法					
情報通信機器					
現場係員※	氏名				
	所属会社				
	実務の経験 ※土木一式工事又は建築 一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上 であること	工事名称	期間		
			年 月 ～ 年 月		
			年 月 ～ 年 月		
	合計	年 ヶ月			

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類(雇用証明書の写し等)を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

令和 年 月 日

人員の配置を示す計画書
(専任特例2号)

1 対象期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 (資格番号)	(号)

3 建設工事1 (当該工事)

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
工事着手日	令和 年 月 日	
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先 (電話・メール)	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

4 建設工事2（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 (資格番号)	(号)
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した 連絡体制	
<p>【兼務する工事の地図】</p> <p>兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。</p>		

※ 3ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

※ 兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター
センター長 原田 明日子 殿

所在地
名称
代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。